

国立大学法人富山大学職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則

平成 17 年 10 月 1 日制定	平成 18 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 12 月 25 日改正	平成 19 年 12 月 26 日改正	平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 21 年 12 月 1 日改正	平成 22 年 12 月 21 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正	平成 23 年 7 月 1 日改正	平成 23 年 10 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正	平成 25 年 3 月 26 日改正	平成 25 年 11 月 26 日改正
平成 26 年 3 月 25 日改正	平成 26 年 6 月 24 日改正	平成 26 年 11 月 25 日改正
平成 27 年 3 月 25 日改正	平成 28 年 2 月 22 日改正	平成 28 年 3 月 31 日改正
平成 29 年 1 月 24 日改正	平成 30 年 2 月 27 日改正	平成 31 年 1 月 29 日改正
平成 31 年 3 月 27 日改正	令和 元年 12 月 24 日改正	令和 2 年 12 月 8 日改正
令和 4 年 3 月 22 日改正	令和 4 年 9 月 27 日改正	令和 5 年 1 月 24 日改正
令和 6 年 1 月 23 日改正	令和 6 年 3 月 26 日改正	令和 7 年 3 月 26 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条，第 2 条）
- 第 2 章 級別標準職務（第 3 条）
- 第 3 章 級別資格基準（第 4 条～第 9 条）
- 第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第 10 条～第 18 条）
- 第 5 章 昇格及び降格（第 19 条～第 23 条）
- 第 6 章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動（第 24 条～第 26 条）
- 第 7 章 昇給（第 27 条～第 30 条）
- 第 8 章 特別の場合における号給の決定（第 31 条，第 32 条）
- 第 9 章 雑則（第 33 条）
- 附則

第 1 章 総 則

（総則）

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 3 条の規定による職員の職務の級についての標準的な職務の内容，職務の級及び号給を決定する場合の基準等については，別に定める場合を除き，この細則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この細則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- （1）昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- （2）降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （3）経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第 6 条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- （4）必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

- (5) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (6) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (7) 正規の試験 国立大学法人等職員採用試験をいう。
- (8) 再計算 異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給（平成16年4月1日以前となるときは、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）を準用する。）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる本給月額とすること。

第2章 級別標準職務

（級別標準職務）

第3条 給与規則第3条第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は選考欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 専門職本給表の級別資格基準表の選考欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。

- (1) 正規の試験及び正規の試験に相当するものと学長が認める選考の結果に基づき職員となった者
- (2) 前号に該当し、その後人事交流等により次に掲げる職員として勤務した後、引き続いて職員となった者
 - イ 国家公務員（特別職に属する者を含む。）
 - ロ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員
 - ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立法人の職員
 - ニ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人

の職員

ホ 国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 4 に掲げる法人の役員（日本郵政公社及び公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 141 号）第 1 条に規定する公庫を除く。）

ヘ 検察官

ト 地方公務員

チ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 141 号）第 1 条に規定する公庫の職員

リ 旧公共企業体職員

ヌ 独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員

- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第 3 に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合（職員の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格に基づき、その者を次項の規定を適用する方が有利となる場合を含む。）には、その資格に応じた区分によることができる。
- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は選考欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第 6 条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第 4 に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算するものとする。

（経験年数の調整）

第 7 条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第 5 に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第 8 条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前 2 条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第15条及び第16条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して、包括的に学長の承認があったものとされる場合を除き、学長の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、包括的に学長の承認があったものとされる場合を除き、学長の承認を得て定める期間

(3) 降格した職員(初任給基準を異にする異動により降格した職員を除く。)又は退職の日若しくはその日の翌日に再び採用された職員 当該降格又は退職前においてその職務の級以上の職務の級に在職していた期間

2 在級年数の計算は、月を単位として行うものとする。

3 第15条第2項第1号イの規定により初任給を決定された職員については、採用日前日に属していた機関等において採用後の職務の級と同一の級に在級していた期間を採用後の職務の級における在級年数として取り扱うことができる。

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定めるところにより決定する。

2 第15条の規定に掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ学長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経過年数とする。

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条又は第23条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは選考欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経過年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までの規定に定めるとこ

ろにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第 12 条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は選考欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の選考欄の適用については、第 5 条の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める技能職本給表初任給基準表の備考第 1 項に規定する場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第 13 条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に 4 を乗じた数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の選考欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、「大学卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、前条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 12 月で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第 8 昇給号給数表（1）に定める者にあつては（1）表の C 欄に掲げる号給数を乗じて得た数を、別表第 8 昇給号給数表（2）及び（3）に定める者にあつては（2）表又は（3）表の C 欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（その者の経験年数の月数を 12 月で除した端数の月数が 9 月以上となる者（別表第 8（1）表及び（2）表に定める者を除く。）のうち部内の他の職員との均衡上必要があると認められる者にあつては 3 を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。ただし、55 歳以上の者の経験年数の算出にあつては、55 歳に達する日の属する月の翌月以降の経験年数の 2 分の 1 を経験年数から差し引くものとする。（新たに職員となった日又は号給を決定された日における経験年数の端数相当分については、採用後の最初の昇給の号給数を端数相当分が 3 月以上 6 月未満の場合は 1 号給、6 月以上の場合は 2 号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して調整することができる。）

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる者 その者に適用される初任給基準表の選考欄に対応する学歴免許等欄の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際

して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条の規定の適用を受ける者等で別に定めるものにあつては、別に定めるところにより得られる経験年数)

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者にあつては、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、前条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第14条の2 第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の選考欄の区分より初任給欄の号給が下位である選考欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(国家公務員等から本学の職員に異動した場合の級及び号給)

第15条 次に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)から引き続いて本学の職員となった者(異動前と同様の職種の本給表が適用される職員となった場合に限る。)の級及び号給は、部内の他の職員との均衡を考慮して、次項に定めるところにより決定することができる。

(1) 国家公務員

(2) 独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員

(3) 地方公務員(人事交流により異動した者に限る。)

(4) 公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人に勤務する者(第5号を除き人事交流により異動した者に限る。)

(5) 国立大学法人法に規定する国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員

(6) 学長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 前項に規定する職員から本学の職員に採用する場合のその者の級及び号給については、その者が採用日前日に適用されていた国家公務員等の職務の級等（本給表の級に相当するものをいう。）及び号俸等（本給表の号給に相当するものをいう。）と、その者が採用日の職務に適用される本給表の級の数、その級ごとの号給の数及びその号給の額との比較の結果を基礎として、次の各号に定めるところにより決定する。ただし、採用前の機関の給与規則第7条に定める昇給日に相当する日が1月1日ではない場合、採用前の機関において採用日に昇給又は復職時調整（以下「昇給等」という。）したのものとして得られる昇給等の号給数を加算することができる。

(1) 比較の結果すべて一致している場合

イ その者の採用日前日に属していた職務の級等が採用日に属する職務の級と同一である場合は、その者の国家公務員等の退職がなく継続して国家公務員等であったものとして、採用日前日に受けることとなる国家公務員等の号俸等が採用日以降も引き続きとみなした場合に採用日に得られる号俸等の号数と同じ数の号給とする。

ロ その者の採用日前日に属していた職務の級等が採用日に属する職務の級と異なる場合は、その者の国家公務員等の退職がなく継続して国家公務員等であったものとして、採用日前日に受けることとなる国家公務員等の級等、号俸等を基礎とし、採用日において第22条又は第23条及び第25条の規定を適用してその者を採用日に属する職務の級に昇格又は降格させた場合に得られる号俸等の号数と同じ数の号給とする。

ハ 部内の他の職員との均衡上特に必要があるとされた場合は、次号の規定により決定することができる。

(2) 比較の結果一致しないものがある場合

その者の国家公務員等の退職がなく継続して国家公務員等であったものとして、採用日前日に受けることとなる俸給月額が採用日以降も引き続きとみなした場合に得られる採用日に属する職務の級における同じ額の号給（同じ額の号給がないときは当該俸給月額等の直近上位の額の号給）とする。

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第16条 極めて専門的な知識・経験を有する者をもって充てる必要のある職種又は特殊の技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合のその者の号給については、第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその者の号給を決定することができる。

(1) 教育職本給表(一)の適用を受ける教授、准教授、講師、助教、助手の職種に職員を採用しようとする場合

イ かつて教育職員であった者の初任給決定の特例について

教育職員であった者のうち、退職に引き続いて次に掲げる職員となり、かつ、当該職員として引き続き在職した後に引き続いて再び教育職員となった者の号給は、その退職がなく継続して教育職員であったものとして当該退職時の号給を基礎として

部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合には、その者が再び教育職員となった日に受けることとなる号給の範囲内で決定できる。

(イ) 国家公務員

(ロ) 地方公務員

(ハ) 大学等の常勤の教授、准教授、講師、助教、助手又は教務職員

(ニ) 上記(イ)及び(ロ)に該当しない病院又は診療所の医師(常勤のものに限る。)

(ホ) 研究機関の研究者又は研究を直接担当するこれに準ずる職員(常勤のものに限る)

ロ 下位の職務の級又は職に採用されたほうが有利となる場合の取扱いについて

第15条の規定を適用する場合を除き、新たに教育職員として採用等をした場合において、前項までの規定によるよりも、その者が採用等をした職務の級より下位の職務の級に採用等をされたもの(当該採用等をした職より下位の職に採用等をされたものとする場合を含む。)として前項までの規定の例により得られる初任給の号給を基礎として第22条の規定を適用等したものとした場合に得られる号給による方が有利なときは、当該有利な号給をもって、その者の採用等の日における号給とすることができる。

(2) 医療職本給表(一)の適用を受ける職種に職員を採用しようとする場合

イ 歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の免許を有する者で当該免許取得前に当該免許に基づく業務に直接関連のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該経歴に係る年数の10割以下の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

ロ 医療職本給表(一)の2級(短大3卒の学歴区分が適用される場合に限る。)又は3級に採用された薬剤師等の初任給については、それぞれ1級下位の職務の級に採用されたものとして第14条第1項の規定を適用した場合に得られる号給を基礎として、第22条の規定を適用した場合に得られる号給とすることができる。

(3) 医療職本給表(二)の適用を受ける職種に職員を採用しようとする場合

イ 看護師並びに看護師の免許を有する助産師で看護師免許取得前に准看護師の業務に従事した経歴(別表第6の医療職本給表(二)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受けるものにあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴)を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該経歴に係る年数の10割以下の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

ロ 看護師免許取得後、助産師の免許を取得した者を医療職本給表(二)の2級の助産師に採用又は配置換をする場合、助産師として採用又は初任給基準を異にする異動をした結果得られる号給よりも看護師として採用をしたものとして得られる号給によることが有利となるときは、その号給とすることができる。

ハ 医療職本給表(二)の3級に採用された職員の初任給について、医療職本給表(二)

初任給基準表の2級に採用された職員との均衡上必要があると認められるときは、同表の2級に採用されたものとして前項までの規定の例により得られる号給を基礎として第22条の規定を適用した場合に得られる号給とすることができる。

- 二 准看護師から看護師へ初任給基準を異にする異動を行った職員を医療職本給表(二)の2級に昇格させる場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第22条の規定を準用して得られる号給をもって、当該異動後の号給とすることができる。

(高度な知識経験を有する人材を採用する場合の特例)

第17条 新たな業務の需要に対応するため、専門的な実務経験により高度な知識経験を有すると認められる者を、専門職本給表の適用を受ける職種に採用しようとする場合、初任給基準表の試験欄「正規の試験」の区分を適用して得られる初任給を基礎とし、部内の他の職員との均衡を考慮して職員の経験年数と専門職本給表の当該区分による級別資格基準表に基づき、再計算した場合に得られる号給の範囲内で初任給を決定するものとする。

(20号給上位の号給決定)

第18条 第14条から第17条までの規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、学長はこれらの規定に基づき得られた号給の20号給上位の号給の範囲内で初任給を決定できる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しており、かつ、勤務成績が良好である者について、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、必要経験年数を満たしている場合のみ、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第5条第2項第1号の規定に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 職員が次に掲げる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ学長の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- (1) 就業規則第11条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当し休職にされた職員が職務に復帰した場合
- (2) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は業務の遂行に重大なる支障を生じ、職員としてそのまま在職することが著しく困難となった場合

(昇格の場合の号給)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。

(降格の場合の号給)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定による職員の本給月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得てその者の号給を決定することができる。
- 4 教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の本給に関しては、給与規則別表第4の備考又は別表第5の備考の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。

第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

(初任給基準又は本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第 24 条 職員を初任給基準又は本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場（初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務に異動させる場合を含む。）におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

（初任給基準又は本給表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第 25 条 前条第 1 項に規定する異動をした職員（次条を適用する者を除く。）の当該異動の日における号給は、次の各号に定めるものとする。

（1）初任給基準を異にする異動の場合

イ 異動前の職務の級と異動後の職務の級が同一の場合は、初任給基準表に定める号給の差を異動の前日に受けていた号給に加減して得られる号給をもって、その者の異動の日における号給とすることができる。

ロ 異動前の職務の級と異動後の職務の級が異なる場合は、第 22 条の規定により定められる号給をもって、その者の異動の日における号給とすることができる。

（2）本給表の適用を異にする異動の場合

イ その者の異動日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは当該号給の直近上位の額の号給）

ロ 前号の規定によるよりも、異動日に属する職務の級より 1 級下位の職務の級に異動したのものとして前号の規定により得られる号給を基礎として、第 22 条の規定により得られる号給による方が有利なときは、当該有利な号給をもって、その者の異動の日における号給とすることができる。

（役員から職員に異動した場合の級及び号給）

第 26 条 役員が教育職本給表（一）の適用を受ける職員に異動した場合の級及び号給は、役員への異動の直前に受けていた級及び号給を基準とし、役員への異動がなく引き続き教育職本給表（一）の適用を受けていたものとして、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が異動の日に受けることとなる級及び号給とする。

第 7 章 昇給

（勤務成績の証明）

第 27 条 給与規則第 8 条の規定による昇給（第 29 条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

（職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第28条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 下記の事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

イ 年次休暇

ロ 業務上又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ハ 特別休暇

ニ 総合的な健康診査を受けるための承認

ホ 富山大学の実施するレクリエーション行事に参加するための承認

ヘ 妊娠中の通勤緩和措置のための承認

ト 妊娠中・出産後の保健指導又は健康診査を受けるための承認

チ 妊娠中の休息・補食のための承認

リ 就業規則第11条第3号から第6号までの規定による休職

ヌ 業務上又は通勤による災害を原因とする行方不明休職

ル 業務上又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職

ヲ 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇（連続する最初の2暦日に限る。）

ワ 育児休業又は出生時育児休業

カ 育児部分休業

ヨ 介護休業

タ 介護部分休業

レ その他学長の認める事由

- (2) 前号に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前2項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別表第9に定める割合とする。

4 給与規則第8条の規定による昇給の号級数は、昇給区分に応じて、別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者（部内の他の職員との均衡を考慮して学長が

別に定める者を除く)又は同日後に第22条第3項(この細則の各条において準用する場合を含む)、第31条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(新たに職員となった日又は号給を決定された日における経験年数の端数相当分については、採用後の最初の昇給の号給数を端数相当分が3月以上6月未満の場合は1号給、6月以上の場合は2号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して調整することができる。)とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 前項までの規定において第15条の適用を受け昇給日以前一年間に採用された職員で、採用前の機関の給与規則第7条に定める昇給日に相当する日が1月1日である職員は、当該採用前の期間についても本学に在職した期間とみなし、同期間内の異動、休暇等についても本学における異動、休暇等とみなす。

(研修、表彰等による特別昇給)

第29条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、学長が別に定める日に給与規則第8条の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合

(3) その他学長が特に必要があると認める場合

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第30条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第31条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合又は給与規則改正に伴い改正後の規則の適用を受ける者との均衡上職員の号給を調整する必要があると認められる場合は、その者の号給を上位の号給に決定することができる。ただし、学長が別段の定めをした場合を除く。

(復職時等における号給の調整等)

第32条 休職にされた職員が復職し、若しくは育児休業、出生時育児休業及び介護休業が

ら職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項の規定による調整方法等については、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 調整の時期及び方法について

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

イ 算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）をいう。

ロ 基準号給 休職等の期間の初日において受けていた号給をいう。

ハ 基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあつては、その日）をいう。

ニ 調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。

ホ 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

(2) 復職時調整の要領について

イ 復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあつては、その前日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間に係る次のロの規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。

ロ 調整数は、算定期間ごとに次の（イ）及び（ロ）に定める数を合算して得た数とする。

（イ）当該算定期間に係る標準号給数（給与規則第8条に規定する基準において当該職員に係る標準となる号給数をいう。次号において同じ。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあつては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（規則第29条に定めるところにより行うものを除く。）の号給数に相当する数に達しない場合にあつては、当該昇給の号給数に相当する数）

（ロ）当該算定期間においてその者の受けた規則第29条に定めるところによる昇給（基準日から休職等の日の初日までの期間におけるものを除く。）の号給数に相

当する数

ハ 休職等の期間以外の勤務しなかった日数が合算期間（合算期間の算定期間に対する割合を算定期間における労働日数に乗じて得た日数をいう。）の6分の1に相当する日数以上となる算定期間、停職、減給又は戒告処分があった算定期間、第28条第1項第4号又は同条第1項第5号に掲げる職員に該当した算定期間等に係る口に定める数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実に関連した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。

ニ 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。

(3) 昇格、降格及び異動との関係について

イ 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第22条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整及び昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、(イ)による調整の過程において前号口に規定する「合算して得た数」に1未満の端数が生じたときは、これを(ロ)による調整の過程における同号に規定する「合算して得た数」に合算することができる。

(イ) 昇格の日を復職等の日とみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行う。

(ロ) (イ)により得られる号給（昇格の日の直前の昇給日から昇格の日の前日までの期間において細則第29条に定めるところによる昇給をした場合にあっては、(イ)により得られる号給の号数に当該昇給の号給数に相当する数を加えて得た数を号数とする号給）を昇格の日の前日に受けていたものとみなして第22条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日以後の期間に係る復職時調整を行う。

ロ 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日までの期間中に第23条第1項に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。

ハ 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に第24条に規定する異動があった場合は、第25条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

第9章 雑則

(この細則により難い場合の措置)

第33条 この細則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が国家公務員等の例に準じてその都度定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において旧富山大学法人及び旧富山医科薬科大学法人の指定職本給表又は特定職本給表の適用を受ける部局長であった者で、施行日において引き続き特定職本給表の適用を受ける部局長となった職員が、当該職について任期満了となった場合（引き続き再任された場合を除く。）は、教育職本給表（一）を適用することとし、本給の決定にあたっては当該職に就任した日の前日に受けていた本給（俸給）月額及び次期昇給期を基準とし、かつ、部内の他の職員との均衡及び当該職員の従前の勤務成績を考慮しつつ昇給等の規定を適用して再計算した場合に、当該職員が異動の日に受けることとなる本給月額及び次期昇給期の範囲内で決定するものとする。
- 3 この細則の施行日の前日において旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人の役員であった者が、施行日において教育職本給表（一）の適用を受ける職員となった場合の本給月額及び次期昇給期は、役員に任命された直前に受けていた本給月額及び次期昇給期を基準とし、役員への異動がなく、引き続き教育職本給表（一）の適用を受けていたものとして、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が異動の日に受けることとなる本給月額及び次期昇給期とする。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
（初任給に関する経過措置）
- 2 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第1項の規定による号給（第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が第28条に規定する特定職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日（第28条に規定する特定職員にあっては、同年の8月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における給与規則第7条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（附属学校教員の初任給）

3 第15条第2項第3号により初任給が決定される場合は、当分の間、従前の規定に基づき平成18年3月31日に採用されたものとみなして級及び号給を決定した上で、平成18年4月1日の切替を適用して得られる級及び号給を初任給とする。

(特定職員の昇給に関する平成19年1月1日までの間の読替)

4 特定職員を給与規則第8条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分に応じて別表第8に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、昇給区分をD又はE(給与規則第8条第2項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)に決定された特定職員は、昇給しない。

(特定職員の昇給に関する平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間の読替)

5 特定職員を給与規則第8条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分に応じて別表第8に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、昇給区分をE(給与規則第8条第2項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE)に決定された特定職員は、昇給しない。

(特定職員の昇給区分に関する平成19年1月1日までの間の読替)

6 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、平成19年1月1日までの間、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 平成18年4月1日から同年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(第28条第2項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

(2) 基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

(特定職員の昇給数に関する平成19年1月1日までの間の読替)

7 平成19年1月1日における特定職員の昇給の号給数は、第28条の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条若しくは第32条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。

(一般職員の昇給に関する平成19年1月1日における取扱い)

8 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員(以下「一般職員」という。)を給与規則第8条の規定による昇給(第30条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に第22条第3項、第25条若しくは第

32条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が0となる一般職員
- (2) 給与規則第8条第2項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員（給与規則第8条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの

9 一般職員の基準号給数は、第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（給与規則第8条第2項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

10 切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

11 附則第7項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

12 平成18年3月31日以前から引き続き休職等をしてきた職員で、施行日以後に復職等をする職員は、平成18年3月31日における国立大学法人富山大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第38条（復職時等における本給月額調整等）により、施行日の前日に復職等をしたものとみなし、調整された級及び号給を基準号給として、第33条に係る調整を行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

（初任給に関する経過措置）

2 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条及び第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第1項の規定による号給（第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を

除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が別表第8(1)表に定める職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日(別表第8(1)表に定める職員にあつては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における給与規則第7条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(職員の昇給に関する平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間の読替)

- 3 給与規則第8条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分に応じて別表第8に定める職員昇給号給数表に定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、昇給号給数が0又は負になるときは、昇給しない。
- 4 平成18年3月31日以前から引き続き休職等をしてきた職員で、施行日以後に復職等をする職員は、平成18年3月31日における国立大学法人富山大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第38条(復職時等における本給月額調整等)により、施行日の前日に復職等をしたものとみなし、調整された級及び号給を基準号給として、第32条に係る調整を行うものとする。
- 5 職歴、経験年数等の計算において、施行日の前日以前における「助教授」は「准教授」、「助手」は「助教」若しくは「助手」として読み替えることができるものとする。
- 6 別表第3における特別支援学校には、施行日の前日以前における盲学校、ろう学校若しくは養護学校を含むものとする。

附 則

この細則は、平成19年12月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
(復職時等における号給の調整等に関する経過措置)
- 2 この細則の施行の際に現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの細則による改正後の第32条及び別表第10の適用については、同表中「3/3以下」とあるのは「3/3以下(当該期間のうち平成20年4月1日以前の期間については、1/2)」とする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 22 年 12 月 21 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 23 年 3 月 31 日までの間における昇格者等の号給の調整)
- 2 この細則の施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における昇格者等の号給の調整については、改正前の昇格時号給対応表により号給の決定を行った場合に得られる号給との権衡上必要と認める限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第 1 項の規定による号給（第14条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を 4（新たに職員となった者が別表第 8（1）表に定める職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年 1 月 1 日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年 1 月 1 日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月 1 日（別表第 8（1）表に定める職員にあっては、同年の10月 1 日）以後である場合にあっては、同年の翌年の 1 月 1 日）の翌日から採用日までの間における給与規則第7条に規定する昇給日（平成19年 1 月 1 日から平成22年 1 月 1 日まで（平成23年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において 43 歳に満たない者にあっては、平成19年 1 月 1 日から平成21年 1 月 1 日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。
- 3 前項の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると学長が認める職員については、平成23年 4 月 1 日に調整を行うこととする。

附 則

この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第 1 項の規定による号給（第14条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を 4（新たに職員となった者が別表第 8（1）表に定める職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年 1 月 1 日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年 1 月 1 日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月 1 日（別表第 8（1）表に定める職員にあっては、同年の10月 1 日）以後である場合にあっては、同年の翌年の 1 月 1 日）の翌日から採用日までの間における給与規則第 7 条に規定する昇給日（平成19年 1 月 1 日から平成22年 1 月 1 日まで（平成23年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において 43 歳に満たない者にあっては、平成19年 1 月 1 日から平成21年 1 月 1 日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。
- 3 前項のほか、特定号給から減ずる昇給日の数に相当する号数について、平成24年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者にあっては、平成19年 1 月 1 日又は平成20年 1 月 1 日（平成24年 4 月 1 日において30歳に満たない者にあっては、平成19年 1 月 1 日）に相当する号数とする。
- 4 前項の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると学長が認める職員については、平成24年 4 月 1 日に調整を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第 1 項の規定による号給（第14条第 1 項の

規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が別表第8(1)表に定める職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日(別表第8(1)表に定める職員にあつては、同年の10月1日)以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における給与規則第7条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日まで(平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

3 前項のほか、特定号給から減ずる昇給日の数に相当する号数について、平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において39歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日又は平成20年1月1日(平成25年4月1日において37歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日)に相当する号数とする。

4 前項の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると学長が認める職員については、平成25年4月1日に調整を行うこととする。

(平成26年3月31日までの間における昇格者等の号給の決定)

5 この細則の施行日から平成26年3月31日までの間における技能職本給表適用4級への昇格者等の号給の決定については、改正前の昇格時号給対応表に定める号給とすることができる。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

2 平成26年4月1日(以下この項及び次項において「調整日」という。)以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者(同日において38歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第12条第1項の規定による号給(第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が別表第8(1)表に定める職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1

日前となるものの採用日における号給は、第 14 条から第 16 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の 11 月 1 日（別表第 8（1）表に定める職員にあっては、同年の 10 月 1 日）以後である場合にあっては、同年の翌年の 1 月 1 日）の翌日から採用日までの間における給与規則第 7 条に規定する昇給日（平成 19 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日まで（平成 26 年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において 46 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- 3 前項のほか、特定号給から減ずる昇給日の数に相当する号数について、調整日以後に新たに職員となり、同日において 45 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日又は平成 20 年 1 月 1 日（平成 26 年 4 月 1 日において 40 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日）に相当する号数とする。
- 4 前項の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると学長が認める職員については、平成 26 年 4 月 1 日に調整を行うこととする。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
（職員の昇給に関する平成 27 年 1 月 1 日における取扱い）
- 2 平成 27 年 1 月 1 日における職員の昇給に関する第 28 条の規定の適用については、第 28 条第 4 号中「別表第 8 に定める昇給号給数表に定める号給数」とあるのは「別表第 8 に定める昇給号給数表に定める号給数から 1 を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となる時は零）」と、同第 5 号中「C 欄に定める号給数以下の号給数」とあるのは「C 欄に定める号給数以下の号給数から 1 を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となる時は零）」とする。
（初任給に関する経過措置）
- 3 平成 26 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 4 この細則の施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、な

お従前の例によることができる。

- 5 平成 27 年 1 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第 14 条から第 16 条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第 12 条第 1 項の規定による号給（第 14 条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を 4（新たに職員となった者が別表第 8（1）表に定める職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が基準日前となるものの採用日における号給は、第 14 条から第 16 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の 11 月 1 日（別表第 8（1）表に定める職員にあつては、同年の 10 月 1 日）以後である場合にあっては、同年の翌年の 1 月 1 日）の翌日から採用日までの間における給与規則第 7 条に規定する昇給日（平成 19 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日まで及び平成 27 年 1 月 1 日（基準日以後に新たに職員となり、平成 26 年 4 月 1 日において 46 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで及び平成 27 年 1 月 1 日）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。
- 6 前項のほか、特定号給から減ずる昇給日の数に相当する号数について、基準日以後に新たに職員となり、平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 27 年 1 月 1 日、40 歳に満たない者にあっては、平成 19 年 1 月 1 日及び平成 27 年 1 月 1 日、38 歳に満たない者にあっては、平成 27 年 1 月 1 日に相当する号数とする。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（初任給に関する経過措置）
- 2 平成 27 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由に

よりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 29 年 1 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成 28 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(職員の昇給区分及び昇給の号給数)

- 4 改正後の第 28 条第 2 項第 1 号ワ、ヨ及びタの規定については、平成 29 年 1 月 1 日から適用し、適用日前の育児休業、介護休業及び介護部分休業については、なお従前の例に

よる。

(復職時等における号給の調整等)

- 5 改正後の第32条別表第10の規定については、平成29年1月1日から適用し、適用日
前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年2月27日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成30年1月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成30年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年 12 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 平成 31 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。ただし、第 22 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(初任給に関する経過措置)
- 2 令和 4 年 4 月 1 日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則

による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和6年1月23日から施行する。ただし、第22条の規定は令和5年4月1日から適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は初任給に関する経過措置の適用を受けることとなる者との均衡上号給の調整の必要があると認める職員についての調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後のこの細則の規定による号給が改正前のこの細則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の細則にかかわらず、改正前の細則による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(初任給に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給について第11条(別表第6に定める初任給基準表を用いる場合は除く)、第14条、第22条又は第23条を適用し決定する場合は、第11条又は第14条を適用した後、給与規則附則別表第2による号給の切替を行った上で第22条又は第23条を適用する。

(切替日における国家公務員等から本学職員への異動、昇格、降格、初任給基準の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にする異動があった職員の級及び号給の特例)

- 3 給与規則令和7年4月1日改正附則第2条に基づく号給の切替日(以下「切替日」という。)と同日に国家公務員等から本学職員への異動、昇格、降格、初任給基準の適用を異

にする異動又は本給表の適用を異にする異動（以下「異動等」という。）があった職員については、当該異動等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第 15 条、第 22 条、第 23 条又は第 25 条の規定を適用するものとする。

（切替日における役員から職員に異動した場合の級及び号給の特例）

- 4 切替日に役員が教育職本給表（一）の適用を受ける職員に異動した場合の級及び号給については、第 26 条による再計算後の級及び号給を、切替日の前日に受けていたものとみなして第 26 条の規定を適用するものとする。

（切替日における復職時調整及び号給の切替等が行われる職員に係る復職時調整）

- 5 給与規則令和 7 年 4 月 1 日改正附則第 2 条の規定により号給の切替え等が行われた職員（以下「切替等職員」という。）の休職等であって、その期間の初日が切替日前にあるもの（以下「切替日前休職等」という。）に係る切替日以後の復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間に係る復職時調整及び令和 7 年 1 月 1 日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、調整の過程において第 32 条第 2 項第 2 号ロ（イ）に規定する「乗じて得た数」の合計数に 1 未満の端数が生じたときは、これを当該調整の過程に引き続く調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計数に合算することができる。

（1）切替日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第 32 条第 2 項の規定に基づき、基準日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間に係る復職時調整を行う。

（2）（1）により得られる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、給与規則令和 7 年 4 月 1 日改正附則第 2 条の規定を適用した場合に得られる号給を基礎とし、第 32 条第 2 項の規定に基づき令和 7 年 1 月 1 日以後の期間に係る復職時調整を行う。

- 6 切替等職員のうち切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの期間中に第 22 条に該当する昇格をしたものに対する前号（1）の規定の適用については、同号（1）中「切替日を」とあるのは「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第 32 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を、昇格の日の前日に受けていたものとみなして第 22 条の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、切替日を」と、「切替日前休職等の期間の初日」とあるのは「昇格の日」と、「基準日から」とあるのは「昇格の日の直前の昇給日から」とする。

- 7 切替等職員のうち切替日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に第 22 条に該当する昇格をしたものに対する第 4 号（2）の規定の適用については、同号（2）中「第 32 条第 2 項の規定に基づき令和 7 年 1 月 1 日以後」とあるのは、「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第 32 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 1 月 1 日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして、規則第 22 条の規定を適用した場合に得

られる昇格直後の号給を基礎とし、第32条第2項第2号の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日以後」とする。

8 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第23条に該当する降格をした場合の切替日以後に行う復職時調整については、前2号に準じて取り扱う。

9 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第24条に規定する異動があった場合は、規則第25条の規定を適用して再計算した場合に切替日前休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について第4号に定めるところにより復職時調整を行う。この場合において前3号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

(切替日前に昇格等の異動又はこれに準ずるものをした職員の号給の調整)

10 切替日前において昇格をした職員及び本給表異動職員等(切替日前において規則第25条の規定に基づき号給を決定された職員であって、当該号給を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる者をいう。以下同じ。)のうち、切替日において専門職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者及び教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者(切替日において昇格をした職員及び本給表異動職員等であって号給を決定する際の計算の過程において切替日に昇格をしたこととなる者を除く。)の新号給については、次項に定めるところにより調整を行うことができる。

11 切替日前において昇格(専門職本給表8級以上及び教育職本給表(一)5級以上への昇格に限り、本給表異動職員等にあつては、号給を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ)をした職員のうち、その者の切替日に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの(昇格が2回以上あった場合にあつては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの)として、本規則を適用した場合に得られる号給が給与規則令和7年4月1日改正附則第2条に定めるところにより決定される新号給より有利な職員については、当該得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。この場合において、調整の際の規則第22条の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

（1） 専門職本給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う事務職員，技術職員又はコーディネーターの職務
2級	主任又は主任技術職員の職務 特に高度な知識又は経験が必要とする業務を行う事務職員，技術職員又はコーディネーターの職務
3級	係長の職務 主任コーディネーターの職務 技術専門職員の職務 困難な業務を処理する主任の職務
4級	課長補佐の職務 専門職の職務 技術専門員の職務 特に困難な業務を分掌する係長の職務 特に困難な業務を分掌する主任コーディネーターの職務 特に高度の専門的な知識又は経験が必要とする業務を行う技術専門職員の職務
5級	課長又は技術長の職務 高度専門職の職務 主幹コーディネーターの職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務 困難な業務を処理する専門職の職務 高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務を行う技術専門員の職務
6級	部長の職務 次長の職務 統括コーディネーターの職務 困難な業務を処理する課長又は技術長の職務 特に高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務を行う技術専門員の職務
7級	事務局長の職務 困難な業務を処理する部長の職務 困難な業務を処理する次長の職務
8級	事務局長の職務 部長の職務（学長が認めた場合に限る。）
9級	事務局長の職務（学長が認めた場合に限る。）

(2) 技能職本給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 自動車運転手の職務 2 調理師の職務 3 看護助手の職務 4 一般技能職員の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする看護助手の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務
3級	1 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 2 数名の調理師を直接指揮監督する調理師長の職務 3 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 4 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 5 高度な技能又は経験を必要とする調理師の職務 6 高度な技能又は経験を必要とする看護助手の職務 7 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務
4級	1 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 2 多数の調理師を直接指揮監督する調理師長の職務 3 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務
5級	1 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 2 極めて多数の調理師を直接指揮監督する調理師長の職務 3 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務

(3) 教育職本給表 (一) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助手の職務
2級	助教の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務
6級	教授の職務

(4) 教育職本給表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	附属特別支援学校の主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭の職務
3級	附属特別支援学校の副校長, 教頭の職務
4級	附属特別支援学校の校長(併任を除く), 高度な知識又は経験を必要とする附属特別支援学校の副校長, 教頭の職務

(5) 教育職本給表 (三) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	附属中学校, 附属小学校又は附属幼稚園の主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭の職務
3級	附属中学校又は附属小学校の副校長, 教頭の職務 附属幼稚園の副園長, 教頭の職務
4級	附属中学校又は附属小学校の校長(併任を除く), 高度な知識又は経験を必要とする附属中学校又は附属小学校の副校長, 教頭の職務, 附属幼稚園の園長(併任を除く)の職務

(6) 医療職本給表 (一) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	診療放射線技師, 栄養士, 臨床検査技師, 理学療法士, 作業療法士, 臨床工学技士, 歯科技工士, 歯科衛生士, 言語聴覚士, 視能訓練士, 病棟保育士, 救急救命士の職務
2級	薬剤師, 主任診療放射線技師, 主任臨床検査技師, 臨床心理士, チャイルド・ライフ・スペシャリスト, 認定遺伝カウンセラー, 主任療法士, 主任臨床工学技士の職務 高度な知識又は経験を必要とする診療放射線技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする栄養士の職務 高度な知識又は経験を必要とする臨床検査技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする理学療法士の職務 高度な知識又は経験を必要とする作業療法士の職務 高度な知識又は経験を必要とする臨床工学技士の職務 高度な知識又は経験を必要とする歯科技工士の職務 高度な知識又は経験を必要とする歯科衛生士の職務 高度な知識又は経験を必要とする言語聴覚士の職務 高度な知識又は経験を必要とする視能訓練士の職務 高度な知識又は経験を必要とする病棟保育士の職務 高度な知識又は経験を必要とする救急救命士の職務
3級	薬剤主任の職務 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 困難な業務を行う栄養士の職務 困難な業務を行う臨床検査技師の職務 困難な業務を行う理学療法士の職務 困難な業務を行う作業療法士の職務 困難な業務を行う臨床工学技士の職務 困難な業務を行う歯科技工士の職務 困難な業務を行う歯科衛生士の職務 困難な業務を行う言語聴覚士の職務 困難な業務を行う視能訓練士の職務 困難な業務を行う病棟保育士の職務 困難な業務を行う救急救命士の職務

	<p> 困難な業務を行う薬剤師の職務 困難な業務を行う主任診療放射線技師の職務 困難な業務を行う主任臨床検査技師の職務 困難な業務を行う臨床心理士の職務 困難な業務を行うチャイルド・ライフ・スペシャリストの職務 困難な業務を行う認定遺伝カウンセラーの職務 困難な業務を行う主任療法士の職務 困難な業務を行う主任臨床工学技士の職務 </p>
4 級	<p> 副薬剤部長，診療放射線技師長，副診療放射線技師長，栄養管理室長，臨床検査技師長，副臨床検査技師長，療法士長，副療法士長，臨床工学技士長，副臨床工学技士長の職務 困難な業務を行う薬剤主任の職務 特に困難な業務を行う栄養士の職務 特に困難な業務を行う歯科技工士の職務 特に困難な業務を行う歯科衛生士の職務 特に困難な業務を行う視能訓練士の職務 特に困難な業務を行う病棟保育士の職務 特に困難な業務を行う救急救命士の職務 特に困難な業務を行う薬剤師の職務 特に困難な業務を行う主任診療放射線技師の職務 特に困難な業務を行う主任臨床検査技師の職務 特に困難な業務を行う臨床心理士の職務 特に困難な業務を行うチャイルド・ライフ・スペシャリストの職務 特に困難な業務を行う認定遺伝カウンセラーの職務 特に困難な業務を行う主任療法士の職務 特に困難な業務を行う主任臨床工学技士の職務 </p>
5 級	<p> 困難な業務を行う副薬剤部長の職務 困難な業務を行う診療放射線技師長の職務 困難な業務を行う副診療放射線技師長の職務 困難な業務を行う栄養管理室長の職務 困難な業務を行う臨床検査技師長の職務 困難な業務を行う副臨床検査技師長の職務 困難な業務を行う療法士長の職務 困難な業務を行う副療法士長の職務 困難な業務を行う臨床工学技士長の職務 困難な業務を行う副臨床工学技士長の職務 特に困難な業務を行う薬剤主任の職務 </p>
6 級	<p> 特に困難な業務を行う副薬剤部長の職務 特に困難な業務を行う診療放射線技師長の職務 特に困難な業務を行う栄養管理室長の職務 特に困難な業務を行う臨床検査技師長の職務 特に困難な業務を行う療法士長の職務 特に困難な業務を行う臨床工学技士長の職務 </p>

(7) 医療職本給表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	附属病院における准看護師の職務
2級	副看護師長, 看護師, 助産師の職務
3級	看護師長の職務 高度な知識又は経験を必要とする副看護師長の職務 附属病院以外に勤務し高度な知識又は経験を必要とする看護師の職務
4級	副看護部長の職務 高度な知識又は経験を必要とする看護師長の職務
5級	看護部長の職務 高度な知識又は経験を必要とする副看護部長の職務
6級	高度な知識又は経験を必要とする看護部長の職務

別表第2 級別資格基準表 (第4条関係)

(1) 専門職本給表 級別資格基準表

選考	学歴 免許等	職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
正規の試験			3	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
		0	3	7	11	13	15			
正規の試験に相当する試験	I種	大学卒		4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
		0	5	9	11	13				
	II種	大学卒		3	4	4	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
		0	3	7	11	13	15			
	III種	高校卒		8	4	4	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	0	8	12	16	18	20				
A種	大学卒		3	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	0	3	7	11	13	15				
B種	短大卒		5.5	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	0	6	10	14	16	18				
その他	中学卒		9	4	4	2	2	別に定 める	別に 定める	別に 定める
		3	12	16	20	22	24			

備考 別に定めることとされている職務の級の決定は、個別に学長の承認を得て行うものとする

(2) 技能職本給表 級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
自動車運転手 調理師 看護助手 一般技能職員	高校卒		6	別に定める	別に定める	別に定める
		0	6			
	中学卒		9	別に定める	別に定める	別に定める
		0	9			

備考

- 1 技能職本給表適用職員となった職員のうち、経験年数を有する者の号給決定については、「行政職俸給表（二）の適用を受ける技能職員の号俸の決定について（通知）（給実甲 342 号）」を準用するものとする。
- 2 自動車運転手でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。
- 3 自動車運転手にこの表を適用する場合における職員の経験年数は、免許を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 4 自動車運転手の職務の級を決定しようとする場合においては、その者の経験年数及び本給月額がそれぞれ次の表の当該職務の級欄に対応する基準欄に掲げるすべての基準に達しているときは決定することができる。

職務の級	基 準
3 級	1 高度の技能又は経験を必要とすることであること。 2 免許取得後 15 年以上の経験年数を有していること。 3 2 級 41 号給以上の本給月額を受けていること。
4 級	1 数名の者を直接指揮監督する者であること。 2 免許取得後 25 年以上の経験年数を有していること。 3 3 級 57 号給以上の本給月額を受けていること。

備考 この表を適用する場合の職員の経験年数は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第 6 条又は技能職本給表級別資格基準表の備考第 3 項の規定によって求められたものとし、本給月額は、その者が昇格の日の前日に受けていた本給月額（昇格がなかったならば昇格の日に受けることとなる本給月額を含む。）を示すものとする。

(3) 教育職本給表（一）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
教 授	大学卒			0	9	16	別に定める
	短大卒			0	12	19	
准教授	大学卒		0	6	9		
	短大卒		0	9	12		
講 師	大学卒		0	6			
	短大卒		0	9			

助 教	大学卒		0				
	短大卒		2.5				
助 手	大学卒	0					
	短大卒	0					

(4) 教育職本給表(二) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		2 級	3 級	4 級
校 長	大学卒	0	16	25
	短大卒	0	19	28
副校長 教 頭	大学卒	0	16	別に定める
	短大卒	0	19	別に定める
主幹教諭 指導教諭 教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	0		
	短大卒	2.5		

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又はこの区分に属する者にあつてはその年数に1年を同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調 整 年 数	
	大学卒	短大卒
高校3卒	4年	2年
高校2卒	5年	3年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状

を授与された者を含む。) に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

(5) 教育職本給表 (三) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		2 級	3 級	4 級
校 長 園 長	大学卒	0	11	24 1
	短大卒	0	14	27
副校長 副園長 教 頭	大学卒	0	11	別に定める
	短大卒	0	14	別に定める
主幹教諭 指導教諭 教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	0		
	短大卒	0		

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職本給表 (二) 級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

(6) 医療職本給表 (一) 級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬 剤 師	大学6卒		0	2	3	別に 定める	別に 定める
	大 学 卒		0	5	8	別に 定める	別に 定める
栄 養 士	大 学 卒		0	5	8	別に 定める	別に 定める
	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に 定める	別に 定める
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒		0	5	8	別に 定める	別に 定める
	短大3卒	0	1	5 6	3 9	別に 定める	別に 定める
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒		0	5	8	別に 定める	別に 定める

	短大3卒	0	1	5	3	別に 定める	別に 定める
臨床工学 技士	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
	短大3卒	0	1	5	3	別に 定める	別に 定める
リハビリテ ーション療 法士(理学 療法士, 作 業療法士, 言語聴覚 士)	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
	短大3卒	0	1	5	3	別に 定める	別に 定める
視能訓練士	大学卒		0	5	3	別に 定める	
	短大3卒	0	1	5	3	別に 定める	
歯科衛生士	短大3卒		1	5	別に 定める	別に 定める	
	短大2卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める	
歯科技工士	短大3卒		1	5	別に 定める	別に 定める	
	短大2卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める	
病棟保育士	短大卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める	
			2.5	8			
臨床心理士	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
チャイルド・ライ フ・スペシャリス ト	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
認定遺伝カウ ンセラー	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
救急救命士	大学卒		0	5	3	別に 定める	別に 定める
	短大3卒		1	5	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	短大2卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	高校卒	0	5	5	別に 定める	別に 定める	別に 定める

備考

- 1 別に定めることとされている職務の級の決定は、個別に学長の承認を得て行うものとする。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、免許を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 医療職本給表(二) 級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
助産師 看護師	大学卒		0	5	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短大卒		0	7			
准看護師	准看護師 養成所卒	0					

備考

- 1 別に定めることとされている職務の級の決定は、個別に学長の承認を得て行うものとする。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、免許を取得した時以後のものとする。ただし学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大学卒	一 博士課程修了 (大学6卒後相当)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(大学6卒後のものに限る。) (2) 学校教育法による大学院博士課程の修了(修士の学位を取得後若しくは博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。) (3) 学校教育法第104条第2項又は第4項の規定による博士の学位(医学又は歯学に関する学位に限る。) (4) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が22年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。) (5) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第104条第2項又は第4項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が21年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 学校教育法第104条第4項による修士の学位 (3) 学校教育法による大学院の博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められたもの (4) 外国における修士の学位に相当する学位(通算修学年数が18年以上となるものに限る。) (5) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	四 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	五 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	六 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

	七 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(就業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒 (準専2卒)	(1) 海上保安大学校本科の修業年数1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒 (高校4卒)	(1) 学校教育法による高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒 (旧中5卒)	(1) 保健師助産師看護師法による準看護師学校又は看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	一 中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

備考

- 1 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については, その者の実際に修学した年数にかかわらず, 同種の学校の通常の課程を卒業し, 又は修了したものとみなし, それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって, 例えば定時制の高等学校の卒業(修学年数4年)は3年制の高等学校の卒業と, 大学の通信教育の課程修了は, 4年制の大学の卒業として取り扱う。
- 2 学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については, 「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
- 3 学校教育法第57条, 第90条(平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。)又は第91条第2項の規定により同法による中学校, 高等学校, 中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者については, それぞれ当該学校の卒業生又は修

了者に準じて取り扱うことができる。

4 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時間数が、（１）、（２）、（４）又は（５）にあつては 680 時間以上、（３）又は（６）にあつては 800 時間以上のものに限る。

- （１） 修業年限 3 年以上の専門課程の卒業者「短大 3 卒」の区分
- （２） 修業年限 2 年以上の専門課程の卒業者「短大 2 卒」の区分
- （３） 修業年限 1 年以上の専門課程の卒業者「高校専攻科卒」の区分
- （４） 修業年限 3 年以上の高等課程の卒業者「高校 3 卒」の区分
- （５） 修業年限 2 年以上の高等課程の卒業者「高校 2 卒」の区分
- （６） 修業年限 1 年以上の高等課程の卒業者「中学卒」の区分

5 学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

- （１） 「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者「短大 2 卒」の区分
- （２） 「中学卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程の卒業者「高校 3 卒」の区分
- （３） 「中学卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者「高校 2 卒」の区分

6 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格には、人事院規則 9-8（初任給，昇格，昇給等の基準）の運用について（給実甲第 326 号）別表 学歴免許等資格区分表イ甲表に掲げる資格を含む。

別表第 4 経験年数換算表（第 6 条関係）

経 歴		換 算 率
その経験が職員としての職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間又は職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	勤務態様が常時勤務の職員又は勤務態様が常時勤務の職員と同様である契約職員・自営業等の期間	100/100 以下
	上記に該当しない期間	80/100 以下
技能，労務等の職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められる期間		80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	正規の修学年数内の期間	100/100 以下
	正規の修学年数の期間を超える期間	50/100 以下
その他の期間		50/100 以下

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等欄の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 2 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

（1） 専門職本給表初任給基準表

職 種	選 考	学歴免許等	初 任 給
事務職員 技術職員	正規の試験		1級25号給
	そ の 他	高 校 卒	1級1号給
コーディネーター		博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	1級67号給
		博士課程修了	1級61号給
		修士課程修了 大学6卒	1級43号給
		大学卒	1級31号給

備考

- 「正規の試験」合格者には、この規則施行後に選考採用された者を含む。
- 「正規の試験」合格者で「大学卒」後の経験年数を有する者は、第14条の規定に基づき初任給を決定することができる。

（2） 技能職本給表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
自動車運転手 調理師 一般技能職員	高 校 卒	1級1号給

備考

- 別表第2の技能職本給表級別資格基準表の備考第1項の規定を、自動車運転手に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第2項の規定を準用する。
- この表を適用する職員に第14条第1項の規定を適用する時には、「行政職俸給表（二）の適用を受ける技能職員の号俸の決定について（通知）（給実甲342号）」を準用するものとする。
- この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

（3） 教育職本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教	博士課程修了 （大学6卒後のものに限る。）	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了 大 学 6 卒	2級13号給
	大 学 卒	2級1号給
助 手	博士課程修了 （大学6卒後のものに限る。）	1級51号給
	博士課程修了	1級43号給

	修士課程修了 大 学 6 卒	1 級 25 号給
	大 学 卒	1 級 13 号給
	短 大 卒	1 級 1 号給

(4) 教育職本給表 (二) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
主幹教諭 指導教諭 教 諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2 級 31 号給
	修士課程修了	2 級 13 号給
	大 学 卒	2 級 1 号給
	短 大 卒	1 級 9 号給

備考 この表の適用を受ける職員に第 14 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 別表第 2 の教育職本給表 (二) 級別資格基準表の備考第 1 項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の 1 の四に該当する場合にあつては、その年数に 6 年を加えた年数）
- 二 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第 13 条第 1 項の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

(5) 教育職本給表 (三) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
主幹教諭 指導教諭 教 諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2 級 43 号給
	修士課程修了	2 級 25 号給
	大 学 卒	2 級 13 号給
	短 大 卒	2 級 1 号給

備考 この表の適用を受ける職員に第 14 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職本給表 (二) 初任給基準表の備考の規定を準用する。

(6) 医療職本給表 (一) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号給
	大 学 卒	2 級 1 号給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号給
	短 大 卒	1 級 11 号給
診療放射線技師	大 学 卒	2 級 1 号給
	短 大 3 卒	1 級 17 号給
臨床検査技師	大 学 卒	2 級 1 号給

	短大3卒	1級17号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
病棟保育士	短大卒	1級11号給
臨床心理士	修士課程修了	2級9号給
チャイルド・ライフ・ス ペシャリスト	修士課程修了	2級9号給
	大学卒	2級1号給
認定遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給
救急救命士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 別表第2の医療職本給表（一）級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

(7) 医療職本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大学卒	2級11号給
	短大3卒	2級5号給
看 護 師	大学卒	2級9号給
	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

備考

- この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7
 専門職本給表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			

49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						

97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

技能職本給表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

教育職本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	4
6	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	4
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	4
11	1	1	1	1	4
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	1	4
14	1	1	1	1	4
15	1	1	1	1	4
16	1	1	1	1	4
17	1	1	1	1	4
18	1	1	2	1	
19	1	1	3	1	
20	1	1	4	1	
21	1	1	5	2	
22	2	1	5	2	
23	3	1	6	2	
24	4	1	6	2	
25	5	1	7	2	
26	6	1	7	2	
27	7	1	8	2	
28	8	1	8	2	
29	9	1	9	3	
30	10	1	10	3	
31	11	1	11	3	
32	12	1	12	3	
33	13	1	13	3	
34	14	2	14	3	
35	15	3	15	3	
36	16	4	16	4	
37	17	5	17	4	
38	18	6	18	4	
39	19	7	19	4	
40	20	8	20	4	
41	21	9	21	4	
42	22	10	22	4	
43	23	11	23	4	
44	24	12	24	4	
45	25	13	25	4	
46	25	14	26	5	
47	25	15	27	5	
48	26	16	28	5	

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
49	26	17	29	5	
50	26	17	30	5	
51	27	18	31	5	
52	27	18	32	5	
53	27	19	33	5	
54	28	19	34	5	
55	28	20	35	6	
56	28	20	36	6	
57	29	21	37	6	
58	29	21	38	6	
59	29	21	39	6	
60	30	22	40	6	
61	30	22	41	6	
62	30	22	41	6	
63	31	23	42	6	
64	31	23	42	7	
65	31	23	43	7	
66	32	24	43	7	
67	32	24	44	7	
68	32	24	44	7	
69	33	25	45	7	
70	33	25	45	7	
71	33	26	45	7	
72	33	26	46	7	
73	34	27	46	7	
74	34	27	46	7	
75	34	28	47	7	
76	34	28	47	7	
77	35	29	47	7	
78	35	29	48	7	
79	35	30	48	7	
80	35	30	48	7	
81	36	31	49	7	
82	36	31	49	8	
83	36	32	50	8	
84	36	32	50	8	
85	37	33	51	8	
86	37	33	51		
87	37	33	52		
88	38	34	52		
89	38	34	52		
90	38	34	52		
91	39	35	52		
92	39	35	52		
93	39	35	52		
94	40	36	52		
95	40	36	52		
96	40	36	52		

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
97	41	37	52		
98	41	37	52		
99	41	37	52		
100	41	37	52		
101	41	38	52		
102	41	38	52		
103	42	38	52		
104	42	38	52		
105	42	39	52		
106	42	39			
107	42	39			
108	42	39			
109	43	40			
110	43	40			
111	43	40			
112	43	40			
113	43	41			
114	43	41			
115	44	41			
116	44	41			
117	44	42			
118	44	42			
119	44	42			
120	44	42			
121	45	43			
122	45	43			
123	45	43			
124	45	43			
125	45	43			
126	46	44			
127	46	44			
128	46	44			
129	46	44			
130	46	44			
131	47	45			
132	47	45			
133	47	45			
134	47	45			
135	47	45			
136	48	46			
137	48	46			
138	48	46			
139	48	46			
140	48	46			
141	49	47			
142	50				
143	51				
144	52				
145	53				
146	53				
147	53				
148	54				

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
149	54				
150	54				
151	55				
152	55				
153	55				
154	56				
155	56				
156	56				
157	57				

教育職本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	2	
67	36	3	
68	36	4	
69	37	5	
70	37	6	
71	38	7	
72	38	8	
73	39	9	
74	39	10	
75	40	11	
76	40	12	
77	41	13	
78	41	14	
79	42	15	
80	42	16	
81	43	17	
82	43	18	
83	44	19	
84	44	20	
85	45	21	
86	45	22	
87	46	23	
88	46	24	
89	47	25	
90	47	26	
91	48	27	
92	48	28	
93	49	29	
94	49	30	
95	50	31	
96	50	32	

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
97	51	33	
98	51	34	
99	52	35	
100	52	36	
101	53	37	
102	53	38	
103	54	39	
104	54	40	
105	55	41	
106	55	42	
107	56	43	
108	56	44	
109	57	45	
110	57	46	
111	57	47	
112	57	48	
113	58	49	
114	58	49	
115	58	50	
116	58	50	
117	59	51	
118	59	51	
119	59	52	
120	59	52	
121	60	52	
122	60	52	
123	60	52	
124	60	52	
125	61	52	
126	61	52	
127	61	52	
128	61	52	
129	61	52	
130	61	52	
131	62	52	
132	62	52	
133	62	52	
134	62	52	
135	62	52	
136	62	52	
137	63	52	
138	63	52	
139	63	52	
140	63	52	
141	63	52	
142	63	52	
143	64	52	
144	64	52	
145	64	53	
146	64		
147	64		
148	64		

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

教育職本給表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	2	1
59	44	3	1
60	44	4	1
61	45	5	1
62	45	6	2
63	46	7	3
64	46	8	4
65	47	9	4
66	47	10	4
67	48	11	4
68	48	12	4
69	49	13	5
70	49	14	5
71	50	15	5
72	50	16	5
73	51	17	5
74	51	18	6
75	52	19	6
76	52	20	6
77	53	21	6
78	53	22	6
79	53	23	7
80	54	24	7
81	54	25	7
82	54	26	
83	55	27	
84	55	28	
85	55	29	
86	56	30	
87	56	31	
88	56	32	
89	57	33	
90	57	34	
91	58	35	
92	58	36	
93	59	37	
94	59	38	
95	60	39	
96	60	40	

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
97	61	41	
98	61	42	
99	61	43	
100	61	44	
101	62	45	
102	62	46	
103	62	47	
104	62	48	
105	63	49	
106	63	50	
107	63	51	
108	63	52	
109	64	53	
110	64	54	
111	64	55	
112	64	56	
113	65	57	
114	65	58	
115	65	59	
116	65	60	
117	66	61	
118	66	62	
119	66	63	
120	66	64	
121	67	65	
122	67	66	
123	67	67	
124	67	68	
125	68	69	
126		70	
127		71	
128		72	
129		72	
130		72	
131		72	
132		72	
133		72	
134		72	
135		72	
136		72	
137		72	
138		72	
139		72	
140		72	
141		72	
142		72	
143		72	
144		72	
145		72	
146		72	
147		72	
148		72	

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
149		72	
150		72	
151		72	
152		72	
153		72	
154		72	
155		72	
156		72	
157		72	

医療職本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

医療職本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第 8 昇給号給数表

(1)

専門職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上の職員又は教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上である職員

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

(2)

医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上である職員

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	3	2	0
	2 以上	1	0	0	0

(3) (1) 及び (2) 以外の職員

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備 考

(2) 表, (3) 表に定める上段の号給数は給与規則第 8 条第 2 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に, 下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9 A又はBの昇給区分の割合

	本給表	職員	昇給区分 A	昇給区分 B
管理職層	専門職	8級以上の職員	100分の10	100分の30
	教育職(一)	5級以上の職員		
	医療職(二)	6級以上の職員		
中間層	専門職	3級・4級・5級・6級・7級の職員	100分の5	100分の20
	技能職	2級・3級・4級・5級の職員		
	教育職(一)	3級・4級の職員		
	教育職(二)	3級・4級の職員		
	教育職(三)	3級・4級の職員		
	医療職(一)	3級・4級・5級・6級の職員		
	医療職(二)	3級・4級・5級の職員		
初任層	専門職	1級・2級の職員	100分の25 (そのうちAは100分の5以内)	
	技能職	1級の職員		
	教育職(一)	1級・2級の職員		
	教育職(二)	1級・2級の職員		
	教育職(三)	1級・2級の職員		
	医療職(一)	1級・2級の職員		
	医療職(二)	1級・2級の職員		

なお、初任層に該当する職員のうち、給与規則第26条第2項に規定する役職段階別加算額の加算対象職員となる場合は、中間層欄の割合を適用する。

別表第 10 休職期間等換算表（第 32 条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の規定による休職のうち業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病にかかる期間若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
職員就業規則第 11 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで及び第 9 号の規定による休職（同項第 9 号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
職員就業規則第 11 条第 1 項第 7 号の規定による休職の期間	
国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則による介護休業の期間	
職員就業規則第 11 条第 1 項第 8 号の規定による休職の期間	2 / 3 以下
職員就業規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあつては、1 / 2 以下）
職員就業規則第 11 条第 1 項第 9 号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1 / 3 以下
職員就業規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
育児休業又は出生時育児休業をした期間	3 / 3 以下

備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける本給月額を受けるに至った日後の休職等の期間に限るものとする。